

令和6(2024)年度

労働行政のあらまし

岐阜労働局行政運営方針



金華山から望む岐阜市

岐阜労働局は、雇用環境・均等、労働基準、職業安定、人材開発の4行政を中心とする地方労働行政を総合的に推進するための国（厚生労働省）の機関です。また、労働基準監督署及びハローワークは、労働局の出先機関です。



(1)雇用をめぐる動向

令和5年は、新型コロナウイルス感染症が5月から第5類に変更され、社会経済活動もコロナ禍の3年間から大きく回復しましたが、有効求人倍率は前年から0.05ポイント低下の1.59倍(職業安定業務統計)となりました。当県の実効求人倍率の動きは令和2年に新型コロナの影響で大きく低下したのち、令和3年から4年にかけて回復基調となりました。令和5年は多くの産業で人手不足の状況ではあるものの、原材料価格やエネルギー価格の高騰等の影響から求人数を抑える動きがみられ、有効求人倍率は3年ぶりの低下となりました。

直近についてみると、令和6年1月の有効求人倍率は1.57倍と前月より0.01ポイント上昇、令和5年4月以降10か月連続の「1.5倍台」となりました。また、正社員の有効求人倍率は1.44倍と40か月連続の「1倍台」となりました。

岐阜県の令和5年10月～12月の完全失業率は1.5%（前年同期より0.1ポイント上昇）となっており、現在の雇用失業情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があります。

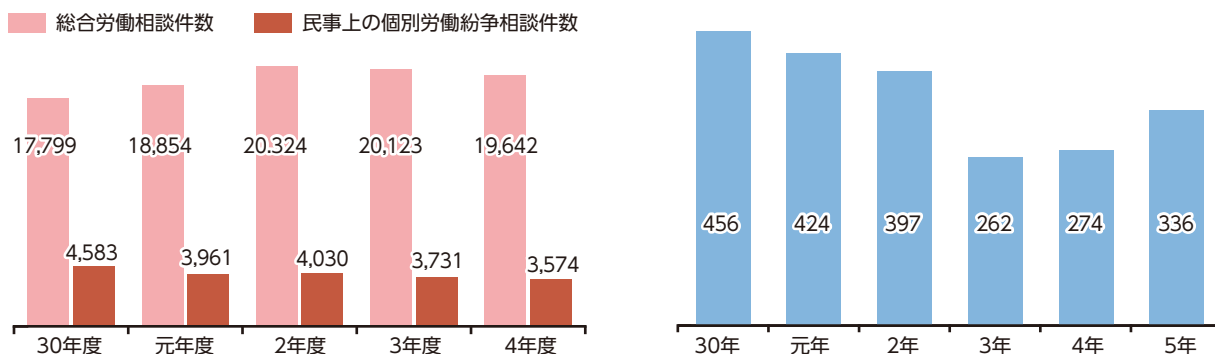
(2)労働条件等をめぐる動向

○相談・申告の状況

令和4年度に総合労働相談コーナーで対応した相談は19,642件(前年度比2.4%減)で、そのうち、民事上の個別労働紛争の相談は3,574件(同4.2%減)でした。内訳は「自己都合退職」が766件と最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」が764件となっています。

労働基準監督署(以下「監督署」)には、賃金不払を中心とした申告事案が多数寄せられており、令和5年は336件(前年比22.6%増)となっています。

■総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数 ■被申告事業場数の推移



○労働時間の状況

「毎月勤労統計調査地方調査(事業所5人以上)」によると、令和4年における県内の労働者の平均月間労働時間は、総労働時間137.5時間(前年比1.4%増)、所定内労働時間127.9時間(同1.5%増)、所定外労働時間9.6時間(前年同)となっています。

○賃金の状況

2023年春闘における賃上げ率は、連合岐阜集計では3.45%で前年から1.48ポイントの上昇となっています。一方、岐阜県経営者協会集計によると、賃上げ率は3.17%で前年を1.23ポイント上回る結果となっています。

また、「毎月勤労統計調査」によると、令和4年の雇用者(一般労働者+パートタイム労働者)一人当たり名目賃金(現金給与支給額)は293.5千円と、令和3年に比べ5.9%増となり、3年ぶりに増加しました。

施策の実施にあたり、4つの行政分野(雇用環境・均等、労働基準、職業安定、人材開発)の雇用・労働施策を総合的、一体的に運営していくことが必要であることから、労働局、監督署及びハローワークが一体となって各地域における総合労働行政機関としての機能を発揮し、地域や国民からの期待に真に応えていきます。

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(1)最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であることから、業務改善助成金により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援するとともに、「ぎふ働き方改革推進支援センター」(岐阜労働局委託事業)が生産性向上等に取り組む事業主を支援します。

あわせて、監督署においては、地域の賃金や企業の好取組事例等資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。



(2)最低賃金制度の適切な運営

最低賃金が賃金額のセーフティネットとして適切に機能するように、県内の経済動向等を踏まえつつ、岐阜地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、改正最低賃金の履行確保を図るため、積極的な広報、地方公共団体の広報誌掲載等により広く県民に周知を行うとともに、問題業種等に対する監督指導を引き続き実施します。

地域別最低賃金	最低賃金額(時間額)	改正発効日
岐阜県最低賃金	950円	令和5年10月1日
特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(時間額)	改正発効日
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	965円	令和5年12月21日
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,005円	
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	1,031円	

「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度のことです!

年勤やパート、学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



(3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

雇用環境・均等室と監督署が連携して、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督を効果的に実施し、是正指導の実効性を高めるとともに、企業の自主的な賃金制度の見直し等の取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善

非正規雇用労働者の処遇改善等に取り組む事業主を支援する「キャリアアップ助成金」について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として新設された「社会保険適用時処遇改善コース」等、各コースの周知や活用勧奨を行うとともに、「ぎふ働き方改革推進支援センター」において、相談、コンサルティング等、きめ細かな支援を行います。

厚生労働省からのお知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず働く環境づくりを後押しします。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまふ。

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまふ。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、厚生年金や健康保険の加入に等しい状態で、手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円の支援をします。

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

その他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口
0120-030-045

厚生労働省



(5) ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。



V リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 指定された教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、理由を問わず電子申請を行うことができることの周知など教育訓練を受講しやすい環境の整備を図ります。

また、岐阜県地域職業能力開発促進協議会を活用して、地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保します。

(2) 在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業等の実施

キャリア形成／リ・スキリング推進事業では、県内に「キャリア形成／リ・スキリング支援センター」を設置するとともに、各ハローワークに「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行います。

V リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

(3) 公的職業訓練のデジタル分野の重点化や訓練修了生等への「実践の場」の提供によるデジタル推進人材の育成

デジタル分野に係る公的職業訓練については、「DX推進スキル標準」に対応したデジタル分野の訓練コースを新たに委託費等の上乗せの対象とする措置により、訓練コースの拡充を図ります。ハローワークにおいては、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

また、生成AIを含むデジタル人材育成のために、他職種からIT人材への転職を目指し公共職業訓練等を修了した中高年齢者を対象に、実践経験を積むための「実践の場」を提供するモデル事業の受託企業に対してデジタル分野の訓練情報(訓練終了時期や習得スキル等)の提供を行うとともに、ハローワークにおいては、未就職の訓練修了生に対して本事業の周知を行います。

(4) 労働者の主体的なり・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進

人材開発支援助成金について、中小企業が長期教育訓練休暇制度を設け、労働者の主体的なり・スキリングに送り出した場合、人への投資促進コース「長期教育訓練休暇制度」の賃金助成を拡充し、労働者の主体的な学び直しを支援します。

また、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等なり・スキリング支援コース」について、引き続き、積極的な活用勧奨を図るとともに、すべてのコースにおいてデジタル分野における訓練の活用促進を行います。


(5) スキルアップを目的とした在籍型出向の推進等

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)による、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主への支援を実施するとともに、個別事業主に対して公益財団法人産業雇用安定センターと同行訪問を行い、ワンストップによるマッチング支援等を実施します。

(6) 雇用調整助成金の見直し等への対応

令和6年4月から雇用調整助成金を長期間にわたり利用する場合に教育訓練の実施率によって助成率が変わることを周知するとともに、雇用調整を行う事業主の取引が円滑に行なわれるよう、教育訓練について情報提供を行います。

また、雇用関係助成金ポータルを用いた雇用調整助成金の電子申請が可能となったことから、電子申請の利用勧奨を行います。



雇用関係助成金を
電子申請しませんか？

2 成長分野等への労働移動の円滑化

(1) 成長分野の業務や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑化

就職困難者を、成長分野(デジタル・グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主または、雇い入れた上で人材育成計画を策定し、人材育成を行った上で、5%以上賃金の引上げを行う事業主に対して、高額助成を行う特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)を積極的に周知し、就職困難者を対象とした成長分野への労働移動や賃上げを促します。

(2) 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上

成長分野等への円滑な労働移動を実現するには、「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図ることが重要であるため、「job tag(職業情報提供サイト)」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tagの積極的な周知を行います。併せて、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」及びこれを踏まえた「しょくばらぼ(職場情報総合サイト)」の利活用等について、周知を行います。

また、ハローワークにおけるオンライン職業相談・紹介業務の活用を促進し、来所困難者等を対象とした雇用保険のオンライン失業認定については、行政の効率化及び雇用保険受給者の利便性の向上の観点から取組を図ります。



(3) 民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

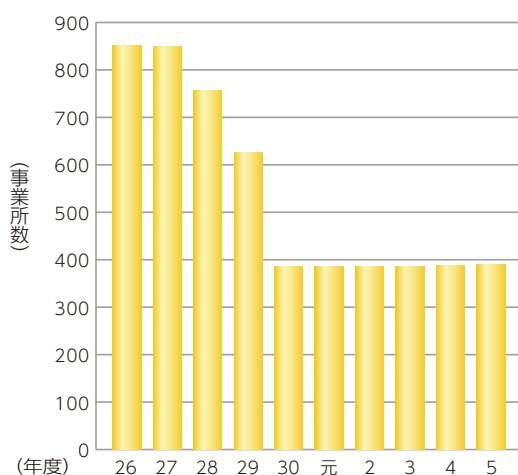
職業紹介事業者等に対し、令和6年4月施行の改正職業安定法の周知及び指導監督を行います。

また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の確保に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の違反を把握し、派遣元事業主、派遣先事業主等に対し指導監督を行います。

同一労働同一賃金に加え、雇用安定措置に関する事項等、労働者派遣法及び職業安定法をはじめとする労働関係法令の適正な運営の確保につき徹底を図ります。

■労働者派遣事業所数の推移

(令和5年度の数は令和6年1月1日現在)



■ 事業所数	852	850	756	625	386	385	385	385	388	389
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

■職業紹介事業所数の推移

(令和5年度の数は令和6年1月1日現在)



■ 無料(届出)特別の法人	123	114	118	114	73	63	60	51	48	49
■ 無料(届出)地方公共団体	7	9	10	12	13	15	15	14	15	16
■ 無料(許可)	20	19	22	20	19	18	17	15	15	15
■ 有料(許可)	186	185	188	198	219	230	244	253	273	275

平成27年の法改正により(旧)特定労働者派遣事業主は、平成30年9月30日以降派遣事業を行うことができなくなりました。

V リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

(4) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

東京圏及び大阪圏を中心に、岐阜県内の就職を希望する方にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、求職者の希望を踏まえた効果的な誘導を行い、県内のハローワークにおいても個々のニーズに応じた支援を行います。

(5) 賃金上昇を伴う労働移動の支援

離職を余儀なくされた者について、前職よりも5%以上賃金を上昇させた事業主に早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)を支給します。

また、中途採用の機会拡大を図るため、中高年齢者を一定以上雇入れ、前職よりも5%以上賃金を上昇させた事業主に、早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)を支給し、賃金上昇を伴う労働移動を推進します。

3 中小企業等に対する人材確保の支援

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図ります。

(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、人材確保対策推進協議会の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援(セミナー・説明会・面接会等)の充実を図るとともに、ハローワーク岐阜の専門窓口「人材確保・就職支援コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を行います。

医療・福祉・建設・警備・運輸分野の仕事希望する
求職者の皆様、求人募集をする事業主の皆様へ
人材確保・就職支援コーナー
介護・医療・保育・建設・警備・運輸分野

ハローワーク岐阜では「人材確保・就職支援コーナー」を設置し、医療・福祉分野に加え、建設・警備・運輸分野の仕事希望する方や当該分野の人材を必要とする事業主の皆様をサポートします。

【こんな方を対象としています】

- 建設分野への就職を希望している
- 建設分野の仕事に関心があるが、情報量がなくて応募できない
- 建設分野の仕事にプランクがあるけど再就職したい
- まずは建設分野に関する資格をとりたい
- 就業履歴の内容について知りたい
- 求職者が希望する求人条件が分りずらい求人票の作成について相談したい

サービスメニュー

- ◆求職者の皆様を支援します!!
対象職種での就職を希望する方を対象に、職業相談や求人への紹介、就職前セミナーの開催や各種イベント情報などを提供します。
- ◆求職者の皆様を支援します!!
対象職種の求人募集を行う事業主の方を対象に、求職者ニーズを踏まえた求人票の書き方のアドバイスや求職者の動向等の情報提供のほか、電話サポートを行います。
- ◆求人・家庭のマッチングを促進します!!
介護職探し、企業説明会などのマッチングイベントを開催します。

ハローワーク岐阜 人材確保・就職支援コーナー ☎058-247-3213

(3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

岐阜県が地域雇用の課題に対応するため、事業主への様々な支援策や求職者のスキルアップ等、雇用の確保や就職促進の取組を行うことを支援することで良質な雇用の実現を図ります。

また、「雇用対策協定」の締結を推進することにより、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、希望する自治体においては当該自治体が行う就労支援と国が行う無料職業紹介をワンストップで一体的に実施します。



1 フリーランスの就業環境の整備

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けて、フリーランスや発注事業者等に対し、あらゆる機会を捉えて周知啓発を行うとともに、法施行後は法の履行確保を図ります。



2 仕事と育児・介護の両立支援

(1) 育児・介護休業法等の履行確保と職場環境整備に向けた企業の取組支援等

育児・介護休業法の着実な履行確保を図るとともに、労働者が法に基づく両立支援制度を利用できるよう周知徹底を図ります。また、「両立支援等助成金」の活用により、仕事と育児・介護がしやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援します。

次世代育成支援対策推進法については、事業主の実態に即した一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、義務企業の届出等の徹底を図ります。あわせて、「くるみん」認定取得に向けた働きかけを積極的に行います。

また、不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」について周知するなどし、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境の整備を推進します。

■くるみん認定状況(令和6年1月末時点)

プラチナくるみん	3社
くるみん	67社
内、くるみんプラス	1社

(2) 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進など
マザーズハローワークにおける就職支援の強化

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象とした専門窓口として、ハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山に設置したマザーズコーナーにおいて、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ型支援を強化します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。



VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

3 ハラスメント防止対策、働く環境改善等支援

(1) 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進

職場においてハラスメント防止措置を講じていない事業主に対しては、厳正な指導等を行い、引き続き、法の履行確保を図ります。また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、本省が委託で行う研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図ります。

就職活動中の学生等に対するハラスメントやカスタマーハラスメントの防止についてもハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知啓発を図り、企業の取組を促します。

これら職場のハラスメントの撲滅に向け、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に周知啓発を行います。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



(2) 民間企業における女性活躍促進のための支援

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について、その履行確保を図ります。

男女の賃金の差異は募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図ります。男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とし、一層の女性の活躍推進に向けた取組を促します。

また、女性が健康で能力発揮できるような職場環境整備の機運を醸成するため、各種リーフレットや「働く女性の心とからだの応援サイト」を活用し、企業の自主的な取組を促します。

■えるぼし認定状況(令和6年1月末時点)

えるぼし3段階目	12社
えるぼし2段階目	4社
えるぼし1段階目	1社

“私らしい・働き方”を見つけるためのヒントがあるかも。

女性の活躍推進企業 データベース



働く女性の
心とからだの
応援サイト



4 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

令和6年度も、監督署の「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催、中小規模の事業場への個別訪問により、改正された労働基準法などの周知等、きめ細やかな支援を行います。

また、労働時間短縮、勤務間インターバル制度の導入、年次有給休暇の取得促進に取り組む事業主に対しては、「働き方改革推進支援助成金」の活用を勧奨したり、「ぎふ働き方改革推進支援センター」の専門家等がその取組を支援します。

① 自動車運送業、建設業等における労働時間短縮等に向けた支援

自動車運転者、建設業及び医師については、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用となったことを踏まえ、説明会等において引き続き周知を行うとともに、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金(働き方改革推進支援助成金)の活用を促進し、支援を行います。自動車運送業に対しては、令和4年12月に改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)についても、説明会等において丁寧に周知を行います。

建設業、自動車運転者の時間外労働の上限規制適用については、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要となるため、時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたスメ」を通じて、必要な周知を行います。中でもトラック運送業については、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等について、監督署から発着荷主等に対して配慮を要請します。

医師については、岐阜県医療勤務環境改善支援センター等と連携し、医療機関への適切な支援を行います。

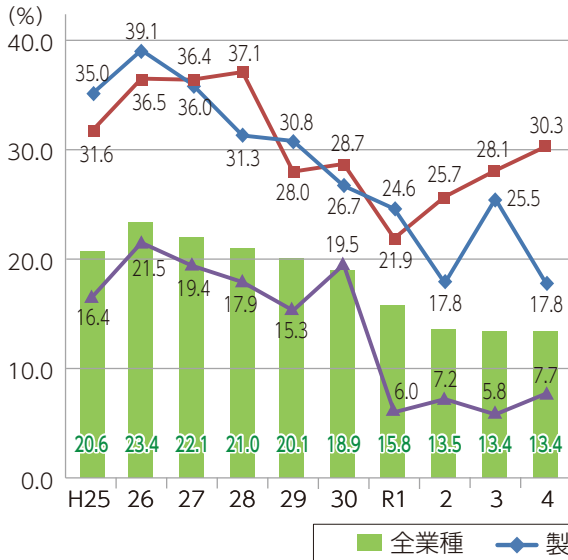


②長時間労働の是正

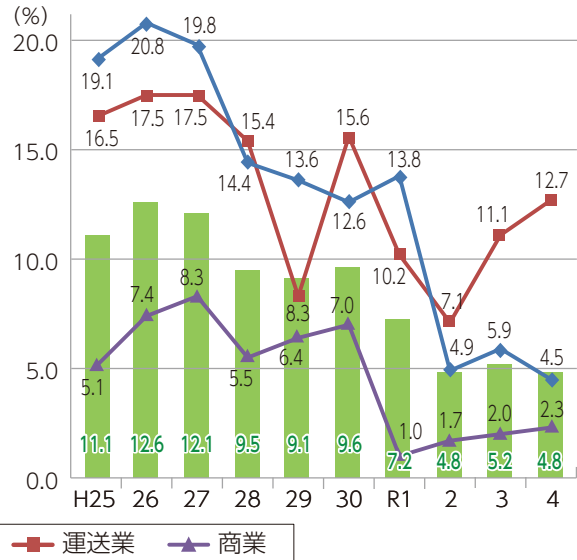
時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を実施します。

■長時間労働の労働者がいる事業場の割合（岐阜県）

月80時間超～100時間未満

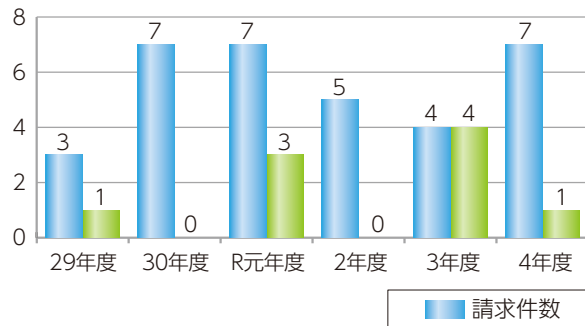


月100時間以上

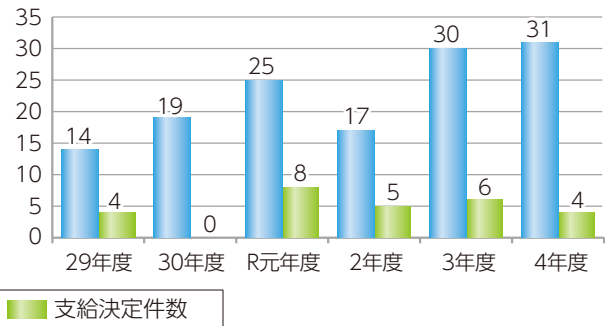


■過労死等に係る労災請求の状況（岐阜県）

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害の労災補償状況



(2)労働条件の確保・改善対策

①法定労働条件の確保・改善

事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立、定着させ法定労働条件を確保します。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。

重大又は悪質な事案に対しては司法処分も含めて厳正に対処します。

②特定分野における労働条件の確保

技能実習生等の外国人労働者、自動車運転者である労働者等の法定労働条件の確保のため、引き続き関係機関と連携して、労働基準関係法令の周知等を図るとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導等を実施します。

③「労災かくし」の排除に係る対策の一層の促進

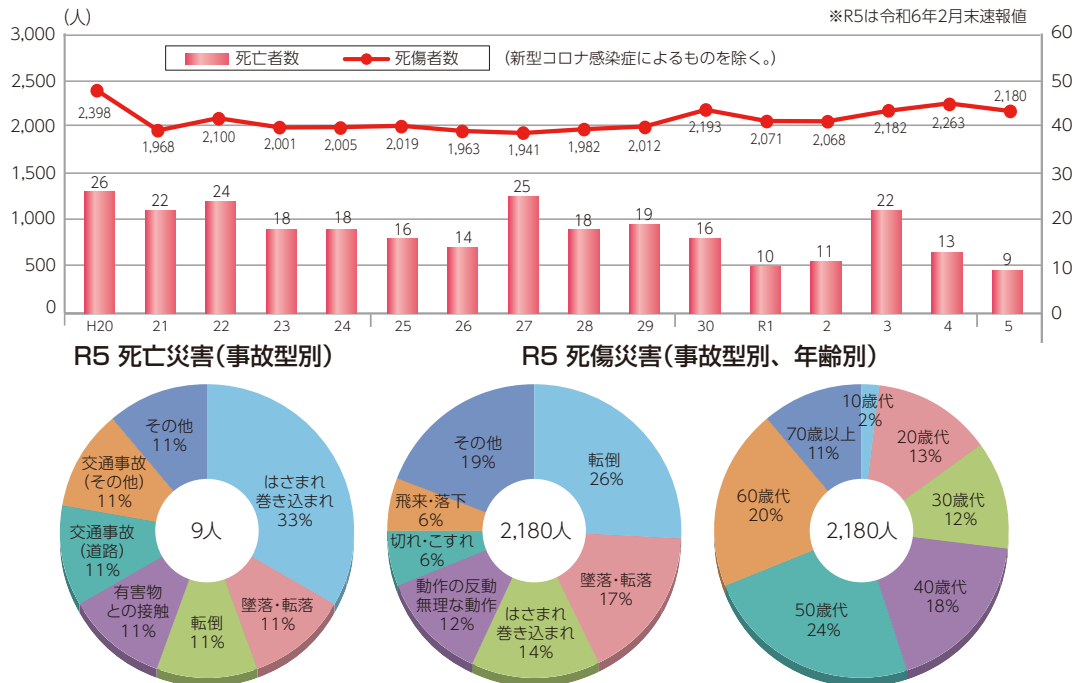
「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

(3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、第14次労働災害防止計画(令和5年度から令和9年度まで)の目標達成に向け、労働災害防止・健康確保対策等に取り組みます。

労働災害発生状況の推移(岐阜県)



① 労働災害防止対策の推進

安全衛生対策は、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からも大切であることについて 積極的な周知啓発を図ります。

近年、中高年齢者で発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」、「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」などの防止対策を推進し、高年齢労働者が安心・安全に働ける職場環境の実現に向けて「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)の周知を行います。また、外国人労働者が解りやすい安全衛生に関する視聴覚教材等の周知を推進します。

さらに、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者が義務付ける改正省令について、指導、周知・啓発を図ります。

業種別では、陸上貨物運送事業は、荷主等も含め荷役作業時の安全対策、改正省令に基づくテールゲートリフター特別教育について周知徹底を図ります。建設業は、一側足場の使用範囲の明確化等について周知徹底を図り、墜落・転落災害防止対策を促進します。製造業は、機械設備等への「はさまれ・巻き込まれ」災害防止、林業は、伐採作業等の安全対策等の周知徹底を図ります。

② 労働者の健康確保対策の推進

長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度の実施について指導等を行うとともに、労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供等について周知を行います。

また、産業保健総合支援センターが行う産業医等や事業者向けの研修、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援について利用勧奨を行います。

加えて、治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、各種ガイドラインの周知、両立支援コーディネーターのサポート体制を推進し、地域の両立支援関係者との連携を図ります。

③ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

新たな化学物質規制に係る関係法令について、工学的対策、保護具などの適正使用等について周知を図り、SDS(安全データシート)等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づくばく露低減措置の実施等について、周知と丁寧な指導を行います。

改正省令による建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底等、石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底周知を図ります。

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結するよう迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期します。

特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案について、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

また、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

5 多様な働き方、働き方・休み方改善

(1) 「新はつらつ職場づくり宣言」事業の推進

誰もがはつらつと働くことができる職場づくりを目指し、労使がともに取り組む「新はつらつ職場づくり宣言」事業を引き続き推進します。



(2) 多様な働き方、働き方・休み方改善

短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度などの「多様な正社員」制度について、事例の提供等により周知を行います。

子育てや介護と仕事の両立等に資するテレワークについては、適正な労務管理の下で働くことができる制度として導入・定着が促進されるよう、ガイドラインや各種助成金の周知等を行います。

また、勤務間インターバル制度の導入や年次有給休暇の取得促進など、企業における働き方・休み方改善を進めるため、働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導や働き方改革推進支援助成金による支援などを行います。

さらに、労働施策総合推進法に基づく「ぎざ働き方改革推進協議会」については、中小企業・小規模事業者の働き方改革、賃金引上げに向けた環境整備、労働環境等の改善に向け、政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て開催します。



6 多様な人材の就労・社会参加の促進

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

① 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行います。

② ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山、関に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行います。

(2) 障害者の就労促進

① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援

令和5年4月から新たな雇用率が設定され、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられることから、雇用率未達成企業の大幅な増加が見込まれ、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる37.5人以上～43.5人未満規模の企業へ早期の周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進します。

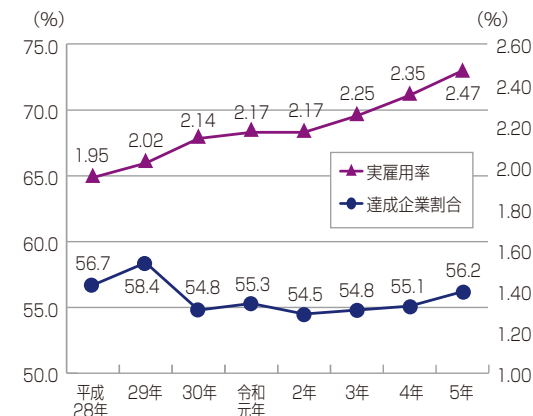
あわせて、雇用義務があるにも関わらず障害者を1人も雇用していない企業をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施し、企業の抱える不安や課題に応じた支援を行い、障害者の雇入れを一層促進します。

労働局が委託して実施する障害者就業・生活支援センターについては、障害者の就労支援における雇用施策と福祉施策を繋ぐ機能を有しており、その役割は一層重要になっていることから、機能の強化を図ります。

② 改正障害者雇用促進法の円滑な施行

改正障害者雇用促進法により、特定短時間労働者(週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者)の実雇用率算定、障害者雇用相談援助助成金の新設を始めとする納付金助成金の新設・拡充が、令和6年4月に施行されます。障害者雇用ゼロ企業を含めた法定雇用未達成企業に対し、必要に応じて障害者雇用相談援助助成金の利用を勧奨します。

■ 障害者実雇用率と雇用率達成企業割合



令和6年4月以降 雇用率制度における算定方法

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者	1	0.5	—
身体障害者【重度】	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
知的障害者【重度】	2	1	0.5
精神障害者	1	1(※)	0.5

※当面の間(期間未定)1とする。



もにす認定企業 12社
(令和6年2月末現在)

③精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進し、特に発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に対する就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施するとともに、難病患者である求職者に対しては、就労支援体制の強化を図ります。

④公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

①と同様に、令和5年4月からの新たな法定雇用率が3.0%とされ、令和6年4月から2.8%、令和8年7月から3.0%と段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられることから、公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークから啓発・助言等を行います。

また、雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、労働局及びハローワークにおいて、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行います。



(3)外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

①外国人求職者等に対する就職支援

●定住外国人等に対する相談支援の実施

定住外国人等が多く所在する地域のハローワークにおいて、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を行います。

●外国人就労・定着支援事業の実施

日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう就労・定着支援を行います。

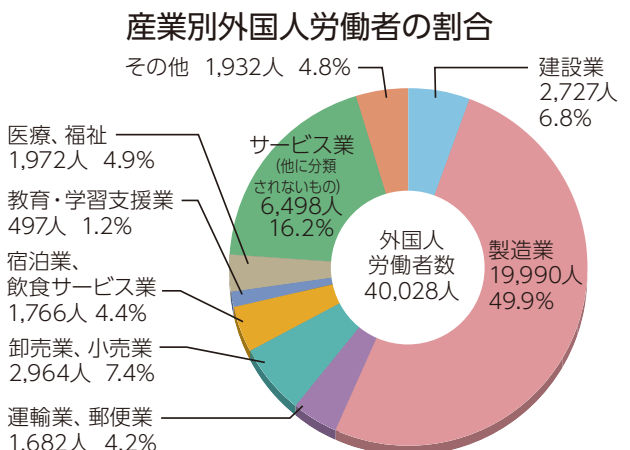
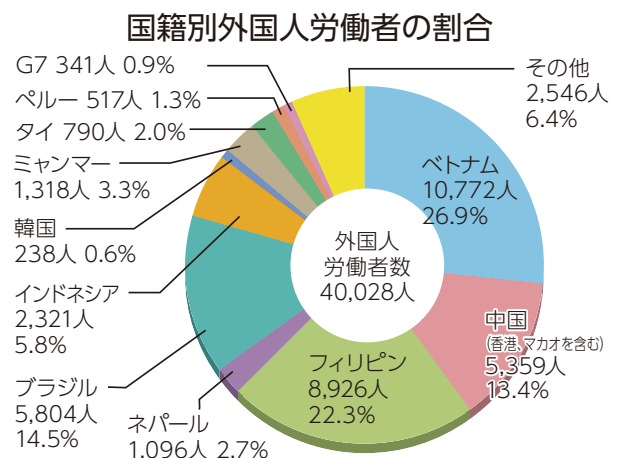
②ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

地域の実情を踏まえ、職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、外国人求職者への多言語による情報発信等により、外国人求職者に対する職業相談等を円滑に実施できる体制整備を行います。

③外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等により適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に実施します。

■外国人労働者の雇用状況<令和5年10月末現在>



VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

■外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



(4)雇用保険制度の適正な運営

雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等制度をめぐる諸情勢に的確に対応し、雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、給付業務について、雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行います。

雇用関係助成金では制度目的が果たされるよう周知に努めるとともに、雇用関係助成金ポータルを通じた電子申請の利用勧奨に努め、利用率の向上を図ります。

また、近年の不正受給件数の増加を踏まえ、審査時に実地調査を行うなど適正支給に努めるとともに、不正受給を防止するため事業主や社会保険労務士に対し周知を行った上で、不正受給等への厳正な対処を徹底します。

7 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

(1)就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進

ハローワーク岐阜の専門窓口「キャリアアップコーナー」において、専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施します。また、事業所が多く立地している地域で求人開拓等の取組を集中的に実施します。

(2)地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援

就職氷河期世代も含め、就労に当たって課題を有する無業者の方々に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体の労働関係部局等の関係者とも連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を推進します。



(3)新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

新規学卒者等を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を実施するとともに、就職活動に際して多種多様な困難を抱える者に対して、関係機関と連携した支援を強化します。

また、地元就職を目指す新規学卒者等に若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定制度」について積極的な周知を行います。



ユースエール認定企業 26社
(令和6年1月末現在)



(4)正社員就職を希望する若者への就職支援

正社員就職を希望する若者(35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者)を対象に、わかもの支援コーナー等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制の職業相談、及び職業訓練部門との連携による能力開発支援、就職後の定着支援の実施など、きめ細かな個別支援を通して正社員就職を支援します。

Ⅶ 労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険の未手続事業一掃対策

労働保険(労災保険・雇用保険の総称)は、労働者を使用する全ての事業主に加入する義務(農林水産事業の一部を除く。)がありますが、一部の事業主は保険加入手続を怠り、未手続事業として存在しています。こうした未手続事業の把握と加入勧奨、手続指導を労働保険未手続事業一掃業務(委託事業)の受託事業者と連携して行い、加入勧奨に応じない未手続事業主に対しては、労働局による手続指導及び職権による成立手続を行い、保険料を徴収します。

2 労働保険料等の適正徴収

収納率の向上を重要課題とし、高額滞納事業主、複数年度にわたる滞納事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施します。

法定納付期限内の確実な納付や、納付事務の負担軽減につながる口座振替制度について、より一層の周知を図り利用促進に取り組みます。

3 電子申請の利用促進

事業主が行う労働保険の各種手続きにおいて、電子申請の利用を勧奨するとともに、ホームページへの掲載や関係団体に対する協力要請など、あらゆる機会を通じて周知を図ります。



各種相談窓口のご案内

令和6年4月1日現在

●総合労働相談窓口

名 称	電話番号	所在地等
岐阜労働局総合労働相談コーナー	(058)245-8124	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階
岐阜総合労働相談コーナー(岐阜労働基準監督署内)	(058)207-0068	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階
大垣総合労働相談コーナー(大垣労働基準監督署内)	(0584)80-5078	大垣市藤江町1-1-1
高山総合労働相談コーナー(高山労働基準監督署内)	(0577)32-1180	高山市花岡町3-6-6
多治見総合労働相談コーナー(多治見労働基準監督署内)	(0572)22-6381	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎3階
関総合労働相談コーナー(関労働基準監督署内)	(0575)22-3251	関市西本郷通3-1-15
恵那総合労働相談コーナー(恵那労働基準監督署内)	(0573)26-2175	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎2階
岐阜八幡総合労働相談コーナー(岐阜八幡労働基準監督署内)	(0575)65-2101	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎3階

●自治体と連携した相談窓口(ふるさとハローワーク、一体的実施窓口)

名 称	開設日/時間	電話番号	所在地等
シティハローワーク各務原 (ふるさとハローワーク各務原)	月～金/9:30～17:00	(058)371-3335	各務原市那加桜町2-186 各務原市産業文化センター5階
下呂市地域職業相談室 (ふるさとハローワーク下呂)	月～金/9:00～17:00	(0576)52-1365	下呂市萩原町萩原1166-8 星雲会館4階
ハローワーク岐阜 数田サテライト	月～土/9:15～18:00	(058)278-0525	岐阜市数田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階
はたらき支援ルーム (生活保護受給者等対象)	月～金/8:45～17:30	(058)214-6157	岐阜市司町40-1 岐阜市役所3階
ワークプラザおおがき	月～金/8:30～17:15	(0584)47-7571	大垣市丸の内2-29 大垣市役所6階
ワークサロンたかやま	月～金/8:30～17:15	(0577)62-8486	高山市花岡町2-18 高山市役所2階

●外国人労働者の相談窓口

【外国人労働者の労働条件相談(ポルトガル語・スペイン語・中国語・タガログ語)】

名 称	対応言語	開設日/時間	電話番号	所在地等
岐阜労働局 労働基準部 監督課	ポルトガル語 スペイン語	月～金/9:30～16:00	(058)245-8102	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階
岐阜労働基準監督署	中国語	月・火・木・金/9:00～16:00	(058)247-2368	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階
多治見労働基準監督署	タガログ語	木・金/9:00～16:00	(0572)22-6381	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎3階

【外国人を対象にした職業相談(ポルトガル語・中国語・タガログ語・英語)】

※合法的に就労ができる外国人の方の職業相談の窓口

名 称	対応言語	開設日/時間	電話番号	所在地等
ハローワーク岐阜 GAIKOKUJINコーナー	ポルトガル語 中国語 タガログ語	月～金/9:00～16:30	(058)206-5063	岐阜市五坪1-9-1
ハローワーク大垣 外国人コーナー	ポルトガル語	月～金/9:00～16:00	(0584)80-5061	大垣市藤江町1-1-8
	中国語	月・火・木・金/9:00～16:00		
	英語	火/9:00～16:00		
ハローワーク多治見 外国人雇用サービスコーナー	ポルトガル語 タガログ語 英語	月～金/9:00～17:00	(0572)22-3384	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎1階
ハローワーク関 外国人雇用サービスコーナー	ポルトガル語	月～金/9:00～17:00	(0575)22-3223	関市西本郷通4-6-10
ハローワーク美濃加茂 外国人雇用サービスコーナー	ポルトガル語 タガログ語	月～金/9:00～16:30	(0574)25-2178	美濃加茂市深田町1-206-9

【市と連携した生活・職業相談コーナー(ポルトガル語・タガログ語)】

名 称	対応言語	開設日/時間	電話番号	所在地等
可児外国人ワンストップ 雇用サービスコーナー	ポルトガル語 タガログ語	月～金/9:00～17:00	(0574)63-5586	可児市広見1-5 可児市総合会館1階
ワークプラザおおがき	ポルトガル語	水(第1,3週)/9:00～16:00	(0584)47-7571	大垣市丸の内2-29 大垣市役所6階

●正社員を目指す若者を対象とした相談窓口 ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名 称	開設日/時間	電話番号	所在地等
岐阜わかもの支援コーナー	月・火・木・金/10:00～18:00 水/10:00～19:00	(058)264-7556	岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37東棟2階

●ハローワーク多治見庁舎外窓口 ※職業紹介サービス及び雇用保険の失業給付(可児市・可児郡に居住の方)の申請等

名 称	開設日/時間	電話番号	所在地等
ハローワークプラザ可児	月～金/9:00～17:15	(0574)60-5585	可児市広見1-5 可児市総合会館1階

- **学生及び卒業後3年以内の既卒者を対象とした相談窓口** ※各ハローワークでもご相談いただけます。
 大学等の卒業予定者及び卒業後3年以内の既卒者を対象
【求人情報の提供、職業相談、援助、あっせん／職業適性診断】

名 称	開設日／時間	電話番号	所在地等
岐阜新卒応援ハローワーク	月・火・木・金/10:00～18:00 水/10:00～19:00	(058)264-7550	岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37棟2階(JR岐阜駅前)

- **子育てをしながら就職を希望される方を対象とした相談窓口** ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名 称	開設日／時間	電話番号	所在地等
マザーズコーナー岐阜	月～金/8:30～17:15	(058)249-2755	岐阜市五坪1-9-1 ハローワーク岐阜内
マザーズコーナー大垣		(0584)77-5178	大垣市藤江町1-1-8 ハローワーク大垣内
マザーズコーナー多治見		(0572)22-3384	多治見市音羽町5-39-1 ハローワーク多治見内
マザーズコーナー高山		(0577)32-5433	高山市昭和町2-220 ハローワーク高山内

- **高齢者(65歳以上)を対象とした相談窓口** ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名 称	開設日／時間	電話番号	所在地等
ハローワーク岐阜 生涯現役支援窓口	月～金/8:30～17:15	(058)206-5064	岐阜市五坪1-9-1
ハローワーク大垣 生涯現役支援窓口		(0584)73-9295	大垣市藤江町1-1-8
ハローワーク多治見 生涯現役支援窓口		(0572)22-3384	多治見市音羽町5-39-1
ハローワーク高山 生涯現役支援窓口		(0577)32-1144	高山市昭和町2-220
ハローワーク関 生涯現役支援窓口		(0575)22-3223	関市西本郷通4-6-10

- **人手不足分野(医療・福祉・建設・警備・運輸)における人材確保支援相談窓口** ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名 称	開設日／時間	電話番号	所在地等
人材確保・就職支援コーナー (医療・福祉・建設・警備・運輸分野)	月～金/8:30～17:15	(058)247-3213	岐阜市五坪1-9-1 ハローワーク岐阜内

● **各種相談窓口**

名 称	電話番号	業 務 内 容
ぎふ働き方改革推進支援センター	0120-226-311	中小企業・小規模事業者等を中心に、長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現などに向けた取組を、労務管理等の専門家が支援
岐阜県医療勤務環境改善支援センター	(058)272-8254	医師・看護師等の離職防止・定着促進のため、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポート
医療労務管理相談コーナー	(058)213-6724	医師の時間外労働の上限規制への円滑な対応など、医療従事者の勤務環境の改善が促進されるよう、医療機関の労務管理に精通した専門家が支援
岐阜県中小企業総合人材確保センター	(058)278-1146	中小企業等の人材確保に関する相談 企業と求職者のマッチング支援
岐阜県障がい者雇用企業支援センター	(058)215-0582	障がい者の雇用や職場定着に関する企業からの相談
岐阜県総合人材チャレンジセンター	(058)278-1149	求職者(U/Iターン希望者を含む)の就職支援センター
岐阜県女性の活躍支援センター	(058)214-6431	再就職に向けた就労・子育て等の相談(毎週水曜日は「キャリア☆ナビDAY」再就職等準備相談、プチ講座、交流会の実施)
岐阜県若者サポートステーション 飛騨高山サテライト	(058)216-0125 (0577)35-4770	無職状態から、社会的・職業的自立を目指す若者やその保護者への相談・支援
(公社)岐阜県労働基準協会連合会	(058)270-0380	労務管理・産業安全及び労働衛生等に関する講習会や労働条件の適正化等の支援、心と体の健康づくりをサポートする健康診断・作業環境測定・THP等の相談
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜職業訓練岐阜センター	ポリテクセンター岐阜 (0572)54-3162 岐阜事務所 (058)265-5800	離職者の早期再就職に向けた職業訓練の実施、在職者の職業訓練や従業員の能力開発に関する相談・援助、求職者支援制度での職業訓練の実施に関する支援
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜障害者職業センター	(058)231-1222	障害者の方々に対する職業相談・職業準備などの援助、事業主の方々に対する障害者の雇入れや雇用管理に関する相談・支援
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部高齢・障害者業務課	(058)265-5823	高齢者の雇用管理・助成金関係等、障害者の雇用促進・雇用納付金・助成金等
(公財)介護労働安定センター岐阜支部	(058)264-6846	介護労働者の雇用管理の改善のための相談援助と雇用管理担当者講習の実施、介護員養成研修と資質向上のための各種講習
(公財)産業雇用安定センター岐阜事務所	(058)246-7060	従業員の出向・再就職支援、求職者のキャリアコンサルティング及び委託訓練・講習等の実施に関する支援

● **健康相談・保健指導窓口**

産業保健(メンタルヘルス等)に関する様々な問題について、窓口又は電話等による無料相談

名 称	電話番号	所在地等
(独)労働者健康安全機構 岐阜産業保健総合支援センター	(058)263-2311	岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル内
地域 窓 口	岐阜地域産業保健センター	(058)255-0373 岐阜市青柳町5-4 岐阜市医師会館内
	西濃地域産業保健センター	(0584)88-1588 大垣市新田町1-8 大垣市医師会館内
	飛騨地域産業保健センター	(0577)35-3218 高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2階
	東濃地域産業保健センター	(0572)56-1200 土岐市土岐ヶ丘2-12-1 東濃労働基準協会内
	中濃地域産業保健センター	(0575)24-8219 関市平和通6-11-1 ワークプラザ関内
	恵那地域産業保健センター	(0573)68-8153 中津川市茄子川1683-180 恵那医師会館内
	郡上地域産業保健センター	(0575)65-5908 郡上市八幡町小野3-2-13 岐阜八幡労働基準協会内

○岐阜労働局のご案内

岐阜労働局トピックス等の情報はインターネットでご覧になれます
<https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/>



岐阜労働局 金竜町庁舎

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階・4階・5階

		電話
総務部	総務課	(058)245-8101
	労働保険徴収室	(058)245-8115
雇用環境・均等室		(058)245-1550
労働基準部	監督課	(058)245-8102
	健康安全課	(058)245-8103
	賃金室	(058)245-8104
	労災補償課	(058)245-8105
	労災補償課医療係	(058)245-8181
職業安定部	職業安定課	(058)245-1311
	職業対策課	(058)245-1314
	訓練課	(058)245-1266
	需給調整事業室	(058)245-1312

岐阜労働局 金町庁舎

〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階

		電話
職業安定部	助成金センター	(058)263-5650
	雇用保険電子申請事務センター	(058)267-5123

岐阜労働局庁舎の案内図



労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）一覧

所署名	所在地等	電話	管轄地区	
労働基準監督署	岐阜労働基準監督署	〒500-8157 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階	方面 (058)247-2368 安全衛生課 (058)247-2369 労災課 (058)247-2370	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
	大垣労働基準監督署	〒503-0893 大垣市藤江町1-1-1	方面 (0584)78-5184 安全衛生課 (0584)80-5081 労災課 (0584)80-5082	大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡、揖斐郡
	高山労働基準監督署	〒506-0009 高山市花岡町3-6-6	(0577)32-1180	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡
	多治見労働基準監督署	〒507-0037 多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎3階	(0572)22-6381	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
	関労働基準監督署	〒501-3803 関市西本郷通3-1-15	(0575)22-3251	関市、美濃市、美濃加茂市、加茂郡
	恵那労働基準監督署	〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎2階	(0573)26-2175	恵那市、中津川市
	岐阜八幡労働基準監督署	〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎3階	(0575)65-2101	郡上市
ハローワーク（公共職業安定所）	岐阜公共職業安定所	〒500-8719 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎1,2階	(058)247-3211	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
	大垣公共職業安定所	大垣市藤江町1-1-8	(0584)73-8609	大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡
		揖斐出張所	〒501-0605 揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1	(0585)22-0149
	多治見公共職業安定所	〒507-0037 多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎1,2階	(0572)22-3381	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
	高山公共職業安定所	〒506-0053 高山市昭和町2-220 高山合同庁舎1階	(0577)32-1144	高山市、飛騨市、下呂市(美濃加茂公共職業安定所の管轄区域を除く。)、大野郡
	恵那公共職業安定所	〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎1階	(0573)26-1341	恵那市
	関公共職業安定所	関市西本郷通4-6-10	(0575)22-3223	関市、美濃市
		岐阜八幡出張所	〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎1階	(0575)65-3108
	美濃加茂公共職業安定所	〒505-0043 美濃加茂市深田町1-206-9	(0574)25-2178	美濃加茂市、下呂市のうち金山町、加茂郡
	中津川公共職業安定所	〒508-0045 中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎1階	(0573)66-1337	中津川市

このリーフレットや労働局のことについてのお問い合わせ先

岐阜労働局 雇用環境・均等室 TEL 058-245-1550